

静岡県人事委員会は、初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 7-1160

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-65）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600
1 年 以 上 2 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600
2 年 以 上 3 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600
3 年 以 上 4 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600
4 年 以 上 5 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600
5 年 以 上 6 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600
6 年 以 上 7 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	48,800
7 年 以 上 8 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	47,000
8 年 以 上 9 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	45,200
9 年 以 上 10 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	43,400
10 年 以 上 11 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	41,600
11 年 以 上 12 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	39,800
12 年 以 上 13 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	38,000
13 年 以 上 14 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	36,200
14 年 以 上 15 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	34,800
15 年 以 上 16 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	33,400
16 年 以 上 17 年 未 満	409,400	364,000	304,700	248,000	182,700	32,000
17 年 以 上 18 年 未 満	405,000	360,000	301,400	245,400	181,100	30,600
18 年 以 上 19 年 未 満	400,600	356,000	298,100	242,800	179,500	29,200
19 年 以 上 20 年 未 満	396,200	352,000	294,800	240,200	177,900	27,800
20 年 以 上 21 年 未 満	391,800	348,000	291,500	237,600	176,300	26,400
21 年 以 上 22 年 未 満	372,400	331,100	277,700	225,600	167,100	25,800
22 年 以 上 23 年 未 満	352,600	313,900	263,700	213,700	157,300	25,200
23 年 以 上 24 年 未 満	333,300	297,200	250,200	201,700	148,200	24,200
24 年 以 上 25 年 未 満	313,900	280,300	236,300	189,900	138,500	23,600

25年以上26年未満	294,400	263,400	222,600	178,100	129,300	23,000
26年以上27年未満	271,700	242,600	205,000	163,700	118,300	22,400
27年以上28年未満	249,500	222,200	187,900	149,400	107,900	21,800
28年以上29年未満	227,100	201,800	170,600	135,100	97,600	21,000
29年以上30年未満	204,300	181,000	153,000	120,800	86,600	20,700
30年以上31年未満	179,500	159,100	135,000	105,800	76,000	20,300
31年以上32年未満	154,600	137,200	116,700	91,000	64,900	19,700
32年以上33年未満	130,000	115,500	98,800	75,800	54,500	18,800
33年以上34年未満	91,900	83,600	72,800	56,700	40,300	17,900
34年以上35年未満	56,600	53,800	48,500	38,300	27,100	17,200

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。